

豊島区空家等対策審議会条例

令和8年3月25日 条例第12号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、区長の附属機関として、豊島区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を、審議して答申する。

- (1) 空家等対策計画（法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施
- (2) 法第13条第2項の規定により区長がしようとする勧告
- (3) 空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。）が特定空家等（同条第2項に規定する特定空家等をいう。）の状態にあるか否かについての区長の認定
- (4) 法第22条第2項の規定により区長がしようとする勧告
- (5) 法第22条第3項の規定により区長がしようとする命令
- (6) 法第22条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、区長が自ら義務者のなすべき行為をしようとする行為又は第三者をしてこれをさせようとする行為
- (7) 法第22条第10項の規定により区長が自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせようとする措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法及び条例の適正かつ円滑な運用を図るため、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、区長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、審議会が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表豊島区建物等適正管理審議会委員の項の次に次のように加える。

豊島区空家等対策審議会委員	会長日額 19,500 円
	委員日額 17,500 円